

第一体制

明石港、岩屋港、津名港、洲本港、由良港、福良港、湊港、
都志港、郡家港、富島港

区分：「第一体制(津波警戒態勢)」

「津波注意報」発表時発出

在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集、係留策の強化等津波対策に留意すること。

錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は、走錨海難防止のため、次の事項に留意すること。

- a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- b) 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。
- c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

※以上に加え、別紙「津波に対する船舶対応要領一覧表」参照

区分：「解除」

「津波注意報解除」発表時発出

各船は港内の状況把握に努め、航行規制等に留意すること。

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応(適用する港:明石、岩屋、津名、洲本、由良、福良、湊、都志、郡家、富島)

区分	津波警報・注意報の種類		津波来襲 までの時間的余裕	船舶の対応				
				港内着岸船		錨泊船、浮標係留船	航行船(着離岸作業時を含む)	
				大型、中型(漁船を含む)	小型船		大型、中型船 (漁船含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)
				一般船舶・危険物積載船舶 (荷役・作業船含む)	(プレジャーボート、小型漁船等)	—		
(津波避難体制 第二体 制告)	大津波警報	10m超又は「巨大」 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m)	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難又は港外避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊	○港内避泊 (場合によっては港外退避)	○港内避泊又は着岸後陸上避難
		5m (3m<予想高さ≤5m)	有り	○荷役・作業中止 ○港外退避又は陸上避難又は係留避泊	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港外退避	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
	津波警報	3m又は「高い」 (1m<予想高さ≤3m)	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難又は港外避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊	○港内避泊 (場合によっては港外退避)	○港内避泊又は着岸後陸上避難
			有り	○荷役・作業中止 ○港外退避又は陸上避難又は係留避泊	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港外退避	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
(津波警戒 第一体 制告)	津波注意報	1m (0.2<予想高さ≤1m)	—	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港外退避又は港内避泊	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
備考				小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。 航路付近等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動する。				

【用語の定義】

- 大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。
 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
 危険物積載船：ばら積のタンカー船(非危険物の石油類積載船含む)、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
 陸上避難：船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。
 港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
 港外退避：安全に港外まで航行可能(航路内は津波の流速が早く注意が必要)な場合に実施。可能であれば第一波到達までの時間(余裕時間)までに避難できることが望ましい。
 また水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。
 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高くなっていることなどをお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

「南海トラフ地震臨時情報」：○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

「南海トラフ地震関連解説情報」：○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)